

# 富山県リサイクル認定事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所又は資源物の回収に取り組む拠点を認定し、その利用及び取組みの拡大を通じて、循環型社会の形成を促進することを目的とする。

(区分)

**第2条** この要綱による認定の区分は、次のとおりとする。

(1) 富山県認定リサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）

県内で製造加工されるリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするものを対象とする。

(2) 富山県認定エコ事業所（以下「認定エコ事業所」という。）

廃棄物の発生抑制や循環利用、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所を対象とする。

(3) 富山県認定エコ・ステーション（以下「認定エコ・ステーション」という。）

資源物の回収に取り組む拠点（ただし、とやまエコ・ストア制度実施要綱第2条に規定する登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）を対象とする。

(認定手続き)

**第3条** 前条の認定を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出するものとする。

**2** 知事は、前項の認定の申請があった場合において、専門的、技術的な意見を求めるため、富山県リサイクル認定検討会（以下「検討会」という。）の意見を聴き、その内容が次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる認定基準に適合すると認めるときは、これを認定するものとする。

区分	認定基準
認定リサイクル製品	別表1のとおり
認定エコ事業所	別表2のとおり
認定エコ・ステーション	別表3のとおり

**3** 知事は、認定リサイクル製品を認定したときは、様式第2号による認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

**4** 知事は、認定エコ事業所又は認定エコ・ステーションを認定したときは、認定証及び別に定める認定銘板（以下「認定銘板」という。）を交付するものとする。

(認定期間等)

**第4条** 認定の有効期間は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる日までとする。

区分	有効期間
認定リサイクル製品	認定があった日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日
認定エコ事業所	認定があった日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日
認定エコ・ステーション	認定があった日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日

**2** 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の期間が満了したときは、前条第1項の申請を再度行うことができる。

(変更の届出)

**第5条** 認定リサイクル製品又は認定エコ事業所に係る認定事業者は、認定証に記載された事項(ただし、製造事業場の所在地を除く。)に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、様式第3号による変更届を知事に提出しなければならない。

- 2 認定リサイクル製品に係る認定事業者は、当該認定リサイクル製品の認定に係る申請事項のうち、「製造事業場の所在地」、「製品の原材料」、「原材料の配合率」、「当該製品の製造加工工程」又は「製造にあたっての環境保全上の配慮」について変更しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更届を知事に提出しなければならない。
- 3 認定エコ事業所に係る認定事業者は、当該認定エコ事業所の認定に係る申請事項のうち、「廃棄物の発生抑制、循環利用の取組み」又は「環境に配慮した事業活動の取組み」について変更しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更届を知事に提出しなければならない。
- 4 認定エコ・ステーションに係る認定事業者は、当該認定エコ・ステーションの認定に係る申請事項のうち、「回収区分」、「回収時間」、「回収拠点の名称又は所在地」、「管理方法」又は「再利用・再生利用方法」について変更しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による変更届を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前三項の変更事項が第3条第2項に規定する認定基準に適合しなくなるおそれがあると判断した場合は、検討会の意見を聴き、認定事業者に対し、必要な事項の改善を求めることができる。
- 6 第2項から第4項の規定による変更届を提出した認定事業者は、その届出の内容が相当であると認める旨の通知を受けた後でなければ、変更届に係る変更をしてはならない。

(認定の取消し)

**第6条** 知事は、認定事業者が認定基準に適合しなくなったと認められる場合、又は第5条第1項から第4項の規定による届出をしなかった場合は、検討会の意見を聴き、当該認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、認定事業者がその責めを負う。

(認定の取下げ)

**第7条** 認定リサイクル製品に係る認定事業者は、当該認定製品の生産を終了したとき、又は認定継続意思を失ったときは、認定証を添えて、様式第4号による取下届を知事に提出しなければならない。

- 2 認定エコ事業所に係る認定事業者は、事業を廃止したとき、又は認定を辞退しようとするときは、認定証及び認定銘版を添えて、様式第4号による取下届を知事に提出しなければならない。
- 3 認定エコ・ステーションに係る認定事業者は、資源物の回収を廃止したとき、又は認定を辞退しようとするときは、認定証及び認定銘版を添えて、様式第4号による取下届を知事に提出しなければならない。

(県の責務)

**第8条** 県は、工事を発注し、又は物品の購入等を行う場合には、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

- 2 県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の優先的な使用に努めるよう協力を求めるものとする。
- 3 県は、認定リサイクル製品の使用、認定エコ事業所での廃棄物の発生抑制等の取組み及び認定エコ・ステーションでの資源物の回収が促進されるよう、県民、事業者及び市町村に対し、適切な情報提供を行うものとする。

(認定リサイクル製品の表示)

**第9条** 認定リサイクル製品に係る認定事業者は、当該製品に、別に定める表示を行うことができる。

- 2 何人も、認定リサイクル製品以外の製品に前項の表示を使用し、又は認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。
- 3 認定事業者は、認定リサイクル製品が認定基準に適合するよう、品質及び性能を維持しなければならない。

らない。

(認定エコ事業所の表示)

**第10条** 認定エコ事業所に係る認定事業者は、認定銘板を見やすい場所に掲示するとともに、廃棄物の減量化・リサイクルその他の環境に配慮した事業活動の推進等に努めるものとする。

(認定エコ・ステーションの表示)

**第11条** 認定エコ・ステーションに係る認定事業者は、認定銘板を見やすい場所に掲示するとともに、資源物の回収の推進に努めるものとする。

(報告及び立入検査)

**第12条** 知事は、必要に応じて、認定基準への適合状況等について、認定事業者、原材料を排出する者又は納入する者から報告を求めることができる。

**2** 知事は、認定事業者の了解を得て、職員を認定事業者の事務所又は製造事業場若しくは認定エコ・ステーションに係る回収場所に立ち入らせ、認定の申請に係る書類、設備その他関係物件を調査させることができる。

(所掌)

**第13条** この要綱に関する事務は、生活環境文化部環境政策課において所掌する。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成14年9月13日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

#### **附 則**

(施行期日)

**第1条** この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この要綱の施行の際現に第3条に規定する認定を受けている者に係る認定の有効期間については、なお従前の例による。

別表 1

富山県リサイクル製品認定基準

次の各号のいずれにも適合すること。

- (1) 県内で製造加工されるリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を使用するものであること。
- (2) その普及が廃棄物の減量化・リサイクルの推進に大きな効果を有すると認められること。
- (3) 環境保全に努めている事業所において製造加工されること。
- (4) 認定の申請時において既に県内で販売されており、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものについては、この限りではない。

区 分	基 準
安全性への配慮	<p>次に掲げる項目すべてに適合していること。</p> <p>① 特別管理（一般・産業）廃棄物を原料としていないこと。注1）、注2）</p> <p>② 土壌汚染の未然防止のため、土壌を汚染する可能性のあるものについては、次の基準を満たしていること。注3）、注4）</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の規定に基づく指定基準（土壌含有量基準）</p>
規格等	<p>次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、又は準じていること。</p> <p>① 日本産業規格（JIS）</p> <p>② エコマーク認定基準</p> <p>③ 土木工事共通仕様書（富山県土木部）、農林水産部土木工事等共通仕様書（富山県農林水産部）</p> <p>④ 当該規格及び基準等がない場合にあつては、検討会の意見を聴き、知事が適当と認めるもの。</p>
廃棄物配合率	<p>品目ごとにエコマーク認定基準と同等の率の廃棄物を製品の原材料として使用していること。</p>

注1）特別管理一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定するものをいう。

注2）特別管理産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定するものをいう。

注3）土壌の汚染に関する環境基準（平成3年環境庁告示第46号）

環境基本法第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。

注4）土壌を汚染する可能性のあるものについては以下の製品を除く。

- ・ 廃棄物として日本産業規格に適合する熔融スラグのみを利用したコンクリート製品等
- ・ 間伐材、廃木材等を利用した木工製品
- ・ 古紙等を利用した文具・事務用品 など

別表 2

富山県エコ事業所認定基準

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

区 分	基 準
廃棄物の発生抑制、循環利用の 取組み	次に掲げる項目のうち、いずれかを実施していること。 ① 廃棄物の発生抑制、循環利用（再使用、再生利用及び熱回収）に取り組み、成果をあげていること。 ② 廃棄物の減量化、リサイクル等についての創意工夫を行い、効果をあげていること。注1）
環境に配慮した事業活動の取組み	次に掲げる項目のうち、3項目以上を実施していること。 ① ISO14001 又はエコアクション 21 を取得するなど環境管理システムを構築し、環境保全活動に積極的に取り組んでいること。 ② 省エネルギーやエネルギーの有効利用等に積極的に取り組んでいること。 ③ 環境関係法令を遵守していること。 ④ 製品や資材の調達にグリーン購入を実践していること。 ⑤ 温室効果ガスの削減目標を設けるなど、地球温暖化防止に取り組んでいること。

注1) 廃棄物の減量化、リサイクル等についての創意工夫  
 自社で開発した技術による手法や既存の技術を改善した手法などをいう。

別表 3

富山県エコ・ステーション認定基準

次の各号のいずれにも適合すること。

- (1) 次の表の左欄に掲げる回収区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準に適合している資源物を回収する県内の拠点であること。

回収区分	基準
古紙	店舗、事務所及び家庭等から発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として利用されるもの。

- (2) 申請者が次に掲げる項目のいずれにも該当すること。

- ① 回収拠点の設置者又は管理者であること。
- ② 個人又は地方公共団体ではないこと。

- (3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、特に資源物のリサイクルに資すると認められるものについては、この限りではない。

区分	基準
回収時間	おおむね週 5 日以上かつ各日 7 時間以上回収すること。
回収場所	住民が回収時間内に資源物を容易に持ち込める場所であること。
管理方法	次に掲げる項目のいずれにも適合していること。 ① 回収した資源物が飛散しないよう箱又は容器等に収めること。 ② 回収した資源物が箱又は容器等から周辺にあふれることがないように、おおむね回収日に 1 回以上の見回り又はカメラ等での監視等を行うこと。 ③ 回収対象外品の持込禁止について啓発を行うこと。
再使用・再生利用方法	回収した資源物を適正に再使用又は再生利用を行う事業者へ引き渡すこと。

- (4) 申請者は、第 3 条第 2 項に規定する認定を受けた場合に、次に掲げる項目のいずれにも同意すること。

- ① 県が、当該認定エコ・ステーションで回収される資源物の区分や回収場所等を住民に周知すること。
- ② 申請者が、毎年 5 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間において当該認定エコ・ステーションで回収した資源物の区分及びその量を県に報告すること。ただし、申請者が複数の回収拠点を設置又は管理する場合であって、回収した資源物の量を回収拠点ごとに把握することが困難であるときは、複数の回収拠点で回収した資源物の量を合算して報告すること。